

「金融商品会計基準（金融資産の分類及び測定）の見直しに関する検討状況の整理」 に対する意見

平成 22 年 11 月 30 日

日本公認会計士協会

このたび公表されました標記検討状況の整理（以下「本検討状況の整理」という。）に対する当協会としての意見を、以下のとおり申し上げます。

1. 「（質問1）公表される市場価格のない株式への投資の分類」について

（質問1）公表される市場価格のない株式への投資の分類（第18項及び第74項から第82項参照）

第18項では、公表される市場価格のない株式への投資について、公正価値で測定するものとして分類しつつ取得原価が公正価値の適切な見積りとなる場合の適用指針を設ける案（【案1】）、及び、公正価値を信頼性をもって測定できない場合に取得原価で測定するものとして分類する案（【案2】）の2つの考え方を掲げています。いずれが適切と考えますか。また、それはなぜですか。

（コメント）

公正価値で測定するものとして分類しつつ取得原価が公正価値の適切な見積りとなる場合の適用指針を設ける案（【案1】）が適切である。

（理由）

公正価値測定の信頼性が若干劣ったとしても、取得原価で測定することが公正価値で測定するよりも財務諸表利用者にとって有用な情報を提供するという理由にはならないと考えられる。また、公正価値を信頼性をもって測定できるかどうかは相対的な判断であり、「信頼性」の有無に関する判断基準を設けることは困難であると考えられるし、注記ではあるが、「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」において、時価を客観的に把握することは困難ではないかという懸念があるとされていた賃貸等不動産についても公正価値の算定を求めていることとも整合性に欠けるのではないかと考えられる。

2. 「（質問2）一定の株式への投資に関するその他の包括利益のリサイクリング」について

（質問2）一定の株式への投資に関するその他の包括利益のリサイクリング（第31項及び第96項から第103項参照）

第31項では、第30項ただし書きの指定を行った場合（一定の株式に関して、公正価値の評価差額をその他の包括利益に認識する指定を行った場合）において、その他の包括利益に認識された金額をその後の売却等によっても純損益に認識しない（リサイクリングを行わない）案（【案A】）と、純損益に認識する（リサイクリングを行う）案（【案B】）、の2つの考え方を掲げています。いずれが適切と考え

ますか。また、それはなぜですか。

(コメント)

この問題は我が国の会計基準全体に影響する「その他の包括利益」の概念に関する問題であり、個別の会計基準ではなく、概念フレームワークのレベルで概念整理を踏まえて議論すべきである。

(理由)

当該株式の公正価値の変動を企業自身の業績に反映させるべきものではないと判断したOCIオプション選択の理由や、会計基準適用の困難性排除（減損の取扱いの簡素化）の観点からは、その他の包括利益に認識された金額をその後の売却等によっても純損益に認識しない（リサイクリングを行わない）案（【案A】）が適切と考えられるが、この問題は、純損益と利益剰余金のクリーン・サープラス関係を維持すべきか否かという問題に起因しており、この問題に関する意思決定に依存していると考えられる。

純損益と利益剰余金のクリーン・サープラス関係を維持すべきか否かは、我が国の会計基準全体に影響する問題であることから、個別の会計基準でその対応を決定すべきではなく、より高いレベルでの議論を行い、その結果を個別の会計基準に反映させることが適切であると考ええる。

3. 「(質問3) 外貨建取引等会計処理基準への影響」について

(質問3) 外貨建取引等会計処理基準への影響（第127項から第130項参照）

平成11年に改正された外貨建取引等会計処理基準は、現行の金融商品会計基準の有価証券の分類及び測定を反映した取扱いとなっています。第128項から第130項では、会計基準（案）で示された取扱いによって想定される変更を掲げています。このような点を含めて、当委員会が今後さらに検討する必要があるか否かについて、どのように考えますか。

(コメント)

本検討状況の整理の方向性に同意する。

なお、振当処理及び決算時の直物為替相場として「決算日の前後一定期間の直物為替相場に基づいて算出された平均相場を用いることができる。」という取扱いについて検討する必要がある。

(理由)

外貨建債券への投資及び外貨建株式への投資のうち、OCIオプションの指定を行わないものについては、純粋な資産運用の一環と考えられるため、その為替相場変動は、純損益に認識することが適切と考えられる。

一方で、OCIオプションの指定を行った外貨建株式への投資については、その為替相場変動も含めて公正価値の変動を企業自身の業績に反映させるべきものではないと判断したものと考えられるので、決算時の為替相場による換算差額は純損益で認識せず、評価差額に含めてその他の包括利益に認識することが適切と考えられる。

4. 「(質問4) 適用指針(案)の改善の方向性」について

(質問4) 適用指針(案)の改善の方向性(A38項参照)

適用指針(案)は、IFRS 第9号の適用指針を基礎として作成されています。当委員会の検討においては、A38項に掲げる項目について、より詳しいガイダンスが必要との指摘がありますが、どのように考えますか。適用指針(案)について、さらに改善が必要な点がありますか。

(コメント)

実質を考慮しない形式的な取扱いが標準的な取扱いとならないように配慮した上で、A38項に掲げる項目について、より詳しいガイダンスを示すことが必要と考える。

(理由)

ガイダンスを示すことにより、ガイダンスに示した事項どおりにすることが実質を反映することに優先してしまう恐れがあるという懸念は理解するものの、抽象的な規定だけでは、実務上の適用にあたって解釈の幅ができ、企業間の比較可能性を阻害する可能性が高い。このような状況を避けるため、より詳しいガイダンスを示すことが必要と考える。

5. 「デリバティブの定義」について(第11項、第51項)

(コメント)

デリバティブの定義の要件について、基礎数値が非金融変数の場合には、当該変数が当該当事企業に特有ではないものの変数に応じて変動するものであることを求めることが適切である。また、純額決済性の要件を削除する方向性を支持する。

(理由)

デリバティブの定義について、IFRSとの差異を設けるべき積極的理由は見出せないため、コンバージェンスの観点からIAS第39号と一致させることが適切と考える。

6. 「転換社債型新株予約権付社債」について(第19項、第87項)

(コメント)

我が国の会社法を前提にした特定の金融商品の取扱いを示すだけでなく、1つの金融商品を分割して考えるべきか否かの考え方を基準として明確に示す必要がある。

(理由)

我が国の会計基準を適用する企業が保有する金融商品については、必ずしも我が国の会社法に基づくものであるとは限らないため、基礎となる考え方を明確にして一般的な適用ができるようにすべきである。

7. 「減損の認識要件」について(第31項)

(コメント)

第30項ただし書きの指定を行った場合(一定の株式に関して、公正価値の評価差額をその他の包括利益に認識する指定を行った場合)において、その他の包括利益に認識さ

れた金額をその後の売却等によって純損益に認識する（リサイクリングを行う）案（【案B】）や、第18項で公表される市場価格のない株式への投資について、公正価値を信頼性をもって測定できない場合に取得原価で測定するものとして分類する案（【案2】）を採用する場合には、投資回収の可能性を判断基準とする減損判定の基準を設ける必要がある。

（理由）

金融商品については、収益性の低下が著しくなくとも、投資の全額回収が見込めない可能性が高くなる場合があり、そのような場合において、将来に損失を繰り延べることは適切ではないため、投資の回収が見込めなくなる蓋然性に重きを置く考え方に見直すべきであると考えます。

8. 「個別財務諸表における子会社及び関連会社に対する株式の取扱い」について（第37項、第118項から第123項）

（コメント）

子会社及び関連会社に対する株式については、第122項(4)の連結財務諸表における子会社及び関連会社への投資の成果を個別財務諸表において投資の増減とする方法（持分法）により測定することを含め十分に検討すべきである。

（理由）

子会社及び関連会社に対する株式の投資を公正価値で測定しないという取扱いについては、金融商品として取り扱うよりも事業投資として取り扱うことが適切と考えることを根拠にしている。このような事業投資の性格を最も適切に財務諸表に反映する方法として連結財務諸表において非連結子会社及び関連会社に対する投資に持分法を適用しているのであれば、個別財務諸表における子会社及び関連会社に対する株式の測定についても持分法を適用することが最も適切と考えるべきである。

一方で、IFRSとのコンバージェンスを重視するのであれば、IAS第27号と同様に取得原価とするか公正価値で測定するかの選択制とすることについて、その前提も含めて十分に検討すべきと考える。

いずれの方法を選択するにしても、我が国においては、IAS第27号が想定するよりも個別財務諸表を重要視していると考えられ、また、重要な関連会社を有するが連結財務諸表を作成していない企業の個別財務諸表への適用も考慮する必要があるため、その取扱いについて十分な検討が行われるべきである。

9. 「取引価格が金融資産の公正価値と著しく異なる場合の会計処理」について（第115項）

（コメント）

取引価格が当初認識時の金融資産の公正価値を表さない場合において、取引価格と当初測定時の公正価値の差額の処理について明らかにすることが必要である。

（理由）

取引価格が当初認識時の金融資産の公正価値を表さない状況において取引価格と当

初測定時の公正価値の差額をどのように処理すべきかを明確にしないと実務への適用に問題を生じるおそれがある。このため、会計処理の変更が想定される金融商品に関して、差額の会計処理について明らかにすることが適切かつ円滑に会計処理を行うために必要と考える。

10. 「取得時における付随費用」について（第26項、第27項）

（コメント）

取得時における付随費用の取扱いは、IFRS第9号（5.1.1項）との整合性を確保すべく検討・明確化を行うべきである。

（理由）

第27項では、「対応関係が明確でない付随費用」であっても取得原価に含めることが原則と読み取れ、取得原価に含められる付随費用の範囲にIFRS第9号5.1.1項と差異があると考えられる。またIFRS第9号5.1.1項では、損益を通じて時価評価されるもの以外にこの規定が適用されるが、本検討状況の整理ではこの点が明確でない。

これらの点について、IFRSとの差異を設けるべき積極的理由は見出せないため、コンバージェンスの観点からIFRS第9号と一致させることが適切と考える。

以 上